据置定期預金

2023年6月1日現在

1. 商品名	○6か月据置型5年定期預金「据置定期預金」 (2023年6月1日以降 新規取扱中止)
2. ご利用いただける方	○個人の方がご利用になれます。
3. お預入れ期間	○最長預入期間 5年 ○預入後6か月経過後はいつでも解約できます。
4. お預入れに関する事項 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	○預入金額を一括してお預入れいただけます。○1円以上1000万円未満○1円単位
5. 払戻し方法 6. 利息に関する事項	○満期日以降に一括して払戻します。
(1) 適用利率	○お預入時の店頭金利を約定金利として適用します。
(2) 利払時期	○満期日にこの預金とともに一括して払い戻します。
(3)計算方法	○付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算で、6か月ごとの複利計算とします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○個人の方・・・20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし平成25年1月1日以降は復興特別所得税が課税され、 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率 となります。 ※マル優ご利用の場合は非課税となります。
9. 付加することのできる 特約に関する事項	○預入時のお申し出により、自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。○個人のお客様で自動継続方式をご利用の場合は、総合口座の担保とすることができます。(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%を上乗せした金利)
10. 中途解約時の取扱い	○預入後6か月未満で解約の場合のみ、中途解約扱いとします。 この場合の中途解約金利は、解約時の普通預金金利とします。
11. その他参考となる 事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金金利により計算します。
12. 金利情報の入手方法	○詳細は窓口にお問い合わせください。
13. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は全国銀行協会です。全国銀行協会連絡先全国銀行協会相談室電話番号 0570-017109または、03-5252-3772